

江 東 区 柔 道 会 規 程 集

氏名

--目次--

江東区柔道会の目的と方針	2頁
嘉納治五郎師範遺訓	3頁
江東区柔道会規約	
第1章 総則	4頁
第2章 会員	4頁
第3章 総会	6頁
第4章 役員	7頁
第5章 理事会	9頁
第6章 資産及び会計	10頁
第7章 定款の変更及び解散等	11頁
第8章 事務局	11頁
第9章 補則	11頁
江東区柔道会規約付属規程	
1 会費規程	12頁
2 業務手当等規程	12頁
3 派遣費等規程	12頁
4 慶弔費等規程	13頁
5 会費及び役員推薦規程	13頁
6 事業計画及び予算編成規程	13頁

江 東 区 柔 道 会 の 目 的 と 方 針

江東区柔道会（本会）は、1882年柔道の創設以来 教育者嘉納治五郎師範が掲げた『己の人格を完成して世の中の役に立つ人間になる』という柔道修行究極の目的に基づき、1951年に組織されました。

2024年 本会は『柔道は教育である』という原点に立ち返り、柔道愛好者の皆様と共に、安全安心な柔道の普及・振興を行って健全な青少年の育成と優秀な指導者の養成を図り、将来へ持続すべき伝統の確立と時代に応じた革新を進めることを目的としています。

方針は以下のとおりです。

- 1 礼の精神を深めて、礼法を正しく行うことによって品格を養い、「半学半教」（互いに学び合い、教え合い、認め合い、高め合う教育）の実践を活動の根幹とします。
- 2 「精力善用・白他共栄・順道制勝」の思想を体現し応用することによって、より健全な人格形成と平和な社会構築に貢献します。

せいりよくぜんよう
精力善用（モラル）…社会がより良くなるように、心と体の力すべてを有効に使うこと。

じ た き ぐ ぞ う え い
白他共栄（マナー）…お互いがますます栄えていくように、誰とでも仲良く協力すること。

じゆんとうせいしょう
順道制勝（フェアプレイ）…ルールを守り互いを尊重し、人として正しく柔道をする事。

- 3 暴力・暴言・差別・ハラスメントなどを一切排除し、「柔軟な発想と他者への理解」を第一にして、同一の目的のもとに多様性を尊重します。

嘉 納 治 五 郎 師 範 遺 訓

柔道は心身の力を最も有効に使用する道である

その修業は こうげきぼうぎょ 攻撃防御の練習に よ 由って しんたいせいしん 身体精神を たんれんしゅうよう 鍛練修養し

しどう しんずい たいとく
斯道の神髄を體得することである

これ さうして是に おのれ 由って己を ほえき 完成し世を補益するが

きゅうきょう
柔道修行の究 竟 の目的である

江 東 区 柔 道 会 規 約

2025年2月15日制定

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、江東区柔道会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 本会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、1882年柔道創設以来の「精力善用」「自他共栄」「順道制勝」という優れた思想と「己を完成し世を補益する」という柔道修行究竟の目的に基づき、教育として安全安心な柔道の普及・振興を行って健全な青少年の育成と優秀な指導者の養成を図り、将来へ持続すべき伝統の確立と時代に応じた革新を進めて柔道に親しむ方々の心身の健やかな発達に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会、研究会、講習会等の開催並びに後援
- (2) 段位の審査並びに審議、推薦
- (3) 表彰、慶弔、弔意、見舞
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事項
- (5) 前各号に付帯関連する一切の事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(公告方法)

第6条 本会の広告は、主たる事務所の掲示板に提示する方法による。

第 2 章 会 員

(本会の構成)

第7条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は協賛団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労があった者で、総会の議決をもって推薦された者

(会員資格の取得)

第8条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会 費)

第9条 正会員の年会費は、総会で別に定めるものとし、毎年6月末日までに納入する。
また、全柔連登録料・公認審判員登録費も同時に納入する。
2 賛助会員の年会費は、総会で別に定める。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次に掲げる事由により資格を喪失する。
(1) 会員本人により「退会届」が提出されたとき
(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
(3) 会費を滞納したとき
(4) 除名されたとき
(5) 総正会員の同意があったとき

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の過半数が出席し、総正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。ただし、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとし、その会員には総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約又は規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由があるとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。
ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等の拠出品は返還しない。

第 3 章 総 会

(構 成)

第 1 3 条 総会は正会員をもって構成する。

(権 限)

第 1 4 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 規約の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び収支決算
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算
- (5) 入会の基準及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるものの他、本会が必要と認めた事項

(開 催)

第 1 5 条 定時総会は、毎事業年度終了3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の10分の1以上の者から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第 1 6 条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。但し、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 1 7 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第19条 総会は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの規約に特に規定するものを除き、

出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。
- 3 前々項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の3分の2以上をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 規約の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数及び出席者数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印し、5年間本会の主たる事務所に備えおかなければならない。

第4章 役員

(役員の設定)

第22条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上40名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、4名以内を副会長とすることができる。
副会長のうち、1名を理事長とし、3名以内を副理事長とすることができる。

(役員を選任)

第23条 会長、副会長は、理事会の議決により理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約に定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。
- 4 理事長、副理事長は、本会の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、前号に定める理事長および副理事長以外の理事の中から、業務を分担執行するものを選任することができる。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 監事は、本会の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、総会に報告する。
- 5 監事は、前号の報告をするために必要がある場合には、臨時総会を招集する。
- 6 監事は、本会の理事を兼ねることはできない。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事及び監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。
- 4 会長の任期は合計3期までとする。ただし、理事会の承認により再任は妨げない。
- 5 副会長、理事長および副理事長の任期は連続2期までとする。ただし、理事会の承認により再任は妨げない。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第19条第3項による。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えることができないと認められたとき

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 本会に理事会を置き、理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および役員解任

(招 集)

第 31 条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会は、毎事業年度 6 回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事が必要と認め、会長に招集の請求をしたときに開催する。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。また、理事長が進行にあたる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 34 条 理事会は、この規約に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、会長及び監事が、白署または押印しなければならない。

(専門委員会)

- 第36条 本会は、事業遂行のために次の専門委員会を置き業務を行う。
- (1) 企画委員会 各専門委員会の調整、会員相互の交流推進に関すること
 - (2) 大会委員会 各種大会の計画、運営実施に関すること
 - (3) 審議委員会 昇段審議、審査及び審議資料の調査に関すること
 - (4) 審判委員会 審判及び審判技術の研究、研修に関すること
 - (5) 研究委員会 柔道技術、形の研究に関すること
 - (6) 指導委員会 柔道講習会の計画及び底辺の拡充に関すること
 - (7) 競技委員会 各種試合への参加及び選手選考派遣に関すること
 - (8) 総務委員会 会務一般の企画事務処理、会議運営、会則・会員名簿の整備に関すること
 - (9) 財務委員会 予算案及び決算書の作成、財務計画、一般会計事務処理に関すること
 - (10) 広報委員会 ホームページの管理、広報及び情報処理に関すること
 - (11) その他 理事会にて設置することが認められた委員会

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(事業計画及び収支決算)

- 第37条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、総会へ報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき、予算成立に準じ収入、支出することができる。

(事業報告及び決算)

- 第38条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属書類
 - (3) その他 必要と認められる書類
- 2 前項の承認を受けた書類を定時総会に提出し、総会にて承認を受けなければならない。

(財 源)

- 第39条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をあてる。

(剰余金の分配)

第40条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 規約の変更及び解散等

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において、議決に加わることのできる正会員の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

(解散)

第42条 本会が解散するときは、第19条第3項による。

第8章 事務局

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 規約に定める理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支決算書等の計算書類
- (8) 前項の監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。

第9章 補則

(細則)

第46条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。